

2019年6月定例会 本会議質疑と当局答弁

2019年6月13日（木）

◎高橋 都議員 一般質疑（30分）

1、放課後児童クラブについて

①放課後児童クラブの改善

②支援員の処遇について

③長期休暇時の取り組みについて

2、学校給食費の無償化について

①給食費のみを対象とした就学援助制度」等も検討を

3、市営住宅の追い炊き機能付き給湯器設置について



高橋都議員への答弁

※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長の答弁（放課後児童クラブの改善）

■教育長の答弁（学校給食の無償化）

■建築都市局長の答弁（市営住宅への追い炊き機能付き給湯器の設置）

●高橋都議員の質問（放課後児童クラブの改善）

■子ども家庭局長の答弁

●高橋都議員の質問

■子ども家庭局長の答弁

●高橋都議員の質問（市営住宅への追い炊き機能付き給湯器の設置）

■建築都市局長の答弁

●高橋都議員の質問（学校給食の無償化）

■教育長の答弁

●高橋都議員の質問

■教育長の答弁

●高橋都議員の質問

■教育長の答弁

●高橋都議員の質問

以上

2019年6月定例会 本会議質疑と当局答弁

2019年6月13日（木）

◎高橋 都議員 一般質疑（30分）

初めに、放課後児童クラブについてお尋ねします。

厚生労働省は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を2015年に策定・公布しました。その中で、「従うべき基準」として「支援員は支援の単位ごとに2人以上配置（そのうち1人を除き、補助員の代替可）」と定めていましたが、2018年12月、支援員の資格と配置基準について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に緩和することが閣議決定されました。

全国的に支援員不足が課題であり、離職者の多さや人手不足の解消策として

「基準緩和」されたわけですが、子どもにとっての「最善の利益」を守るという児童福祉法の「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」の理念に逆行するものです。

本市では北九州学童保育連絡協議会が、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める」意見書の提出を求め陳情し、昨年12月議会において「原則40人に対して2人の職員を配置する」とした、全国的な一定水準の質を確保する取り組みを進めるよう強く要請する」とした意見書が全会派一致で採択され、基準は守られています。

本市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」では支援員は、保育士・社会福祉士等の資格や教職員の免許状を有する者などで、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければなりません。1支援単位、認定研修を受けた支援員を最低一人配置とされているため、事故やトラブルが発生した際の対応に大変苦慮すると聞きます。子どもの安全安心のためにも、研修を受けた支援員を複数人配置するよう支援すべきです。見解をお尋ねします。①

また、本市でも資格のある支援員の離職や長期休暇の人手不足が問題となっています。人手不足を解消するには、支援員の処遇を改善することが必要だと考えます。保育や教育、福祉の資格を持った人の専門性を活かせる就業先として選択できるように処遇改善を図るべきです。見解をお尋ねします。②

次に長期休暇時における放課後児童クラブの取り組みについてお尋ねします。

本市は2018年度、放課後児童クラブの長期休暇時の利用について取り組みを行いました。利用状況は16クラブで計169人、1クラブで1人～23人でした。北九州学童保育連絡協議会のアンケートでは受け入れなかったクラブの理由として、「定員オーバーになる、支援員確保が難しい、年間を通しての生活づくりをしているので、短期間のみのかかわりは難しい。」などが挙げられました。また、受け入れたクラブについても「外出等の行事ができなかった。新年度は受け入れるかどうか検討する」との意見が出ています。長期休暇時の利用を必要とする保護者のためにも、クラブ任せにするのではなく、市が責任をもってクラ

ブや保護者へのアンケート等を行い、要望や課題をしっかりと検証し、継続実施に向けての改善策や今後の方針に生かすべきです。答弁を求めます。③

次に学校給食費の無償化についてお尋ねします。

2017年度の文部科学省の調査によると全国1740自治体のうち学校給食費の無償化等の状況は、小中学校共に無償化を実施が76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみが2自治体、対象を多子世帯に限定し無償化している、もしくは食材購入費の一部無償や一部補助を実施が424自治体、合計506自治体29・1%となっています。福岡県においては、約30%の自治体が一部無償や一部補助を実施しています。

このように全国では食育推進、子どもの貧困対策・子育て支援、定住移住促進の目的で徐々に給食費の無償化に取り組む自治体が増えています。

私は2018年2月議会で、保護者の負担軽減のためにも給食費の無償化を求めましたが、児童・生徒全員を無償にするには34億円かかるため財政的に困難である。学校給食法では食材費は保護者の負担という規定となっているとの答弁でした。

しかし文科省は「法の規定は、あくまで負担の在り方を示したものであり、自治体が補助金を出すことや無償化にすることを禁止するものではない」という見解を示しています

本市の学校給食費は小学校3900円、中学校4900円としており、多子世帯になれば家計への大きな負担となります。また、昨今の食材費の高騰により、給食費の値上げを危惧する声も聞かれます。

学校給食は学校教育の一環です。憲法26条において「義務教育は無償とする」とあります。本来ならば国の責任で学校給食は無償にするべきですが、本市としても無償化に向け一歩踏み出すべきではないでしょうか。

現在無償化を実施している自治体の多くは人口1万人以下の自治体ですが、人口が90万人の東京都世田谷区では、10月から就学援助制度の対象を広げ、新たに給食費のみを対象とする区分を設定しました。全費目認定の就学援助はこれまで生活保護基準の1・24倍だった対象を1・4倍に、給食費のみの認定については2・06倍まで広げます。

保護者からは「給食費援助は中間所得世帯まで拡充されたので、抵抗なく申し込みができる」と喜ばれているそうです。新しい試みだと思えます。

本市も、「給食費のみを対象とした就学援助制度」等も検討すべきと考えます。見解をお尋ねします。④

最後に、市営住宅の追い炊き機能付き給湯器設置についてお尋ねします。

市営住宅にお住まいの方から「浴槽が追い炊きではないので冷めるたびに入れ替えなければならない、不便で、不経済だ」との相談を受けました。以前、決算特別委員会で私が市営住宅に追い炊き機能付き給湯器の設置を求めたところ、当局は設置費用の負担が大きいとの答弁でした。

全国9政令市では、建て替え、既存住宅ともに設置されておりその理由に、「追い炊き機能付きが一般的である」「入居者の利便性向上のため」とあります。相模原市、静岡市、神戸市の3政令市は既存住宅には設置しており、名古屋市、堺市、岡山市の3政令市でも建て

替え住宅のみ設置しています。建て替え、既存住宅ともに設置していないのは本市を含め5政令市です。

他都市では入居者の利便性を優先して追い炊き機能付き給湯器を設置しています。光熱水費の節約にもつながりますし、入居者の経済的負担も軽減されるため、本市でも市営住宅に追い炊き機能付き給湯器を設置するべきと考えます。答弁を求めます。⑤

高橋都議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(放課後児童クラブの改善)

私からは放課後児童クラブのテーマであります。

本市の放課後児童クラブは地域の子どもは地域社会全体で守り育てるという、相互扶助的な制度として発足した経緯があります。このため、校区の社会福祉協議会など、地域が運営委員会を構成し、主体となって運営を行っております。クラブの支援員についても、地域のそれぞれの運営団体が、採用しているところです。

放課後児童クラブにおける指導員の配置基準については、概ね一クラス40人に二人を配置し、そのうち一人は、放課後児童支援員でなければならないとされております。今回の法改正により、この基準は国において従うべき基準から参酌すべき基準に緩和され、各自治体の実情に応じ、条例で定めることが可能となります。しかし本市におきましては、放課後児童クラブの運営の質の確保のために、これまで通り国基準にもとづいた配置を行うことにしております。

次に支援員の処遇についてです。

国の基準を踏まえ、各クラブに標準モデルを示し、平成29年度から指定する研修の受講により、支援員等の経験年数に応じた賃金などの加算を行っております。

また福利厚生、具体的には、年休代替分賃金、健康診断料の委託料の加算の充実を図るなど優れた人材の確保につながるよう、処遇改善をはかっております。今後も適切な処遇改善を行ってまいります。

次に児童の長期休暇中のみの受け入れについては、平成30年度から開始したところですが、その実績としては市内16のクラブにおいて、169人の児童の受け入れを行いました。今年度については、現在25のクラブが夏休みの受け入れを実施する予定であります。

昨年度の受け入れを行ったクラブに、課題などの聞き取りを行ったところ、児童の状況の把握に時間を要した、なかなかクラブになじめない児童がいた、クラブを気に入ってもらい結果的に通年利用につながった、などの意見がありました。長期休暇中のみの児童の受け入れにあたりましては、こうした課題を踏まえ、円滑に実施できるよう、今後もとよりくみま

す。

放課後児童クラブの運営につきましては、子どもの健全育成、地域の実情に理解のある方々が運営していただいております。引き続きクラブのみなさんの声にしっかりと耳を傾け、それぞれのクラブが特色を生かしながら、運営できるよう支援してまいります。

■教育長

(学校給食の無償化)

私からは、学校給食費の無償化について、給食費のみを対象とした就学援助制度を検討すべきという点にお答えいたします。

学校給食にかかる経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ分担するよう定められておりまして、食材等にかかる経費については、保護者負担とされております。

困窮世帯への支援でございますが、経済的に困窮している世帯に対しましては、給食費を就学援助費や生活保護費として公費で負担しておりまして、本市におきましては、全体の2割の生徒が対象となっております。

また児童手当による保護者の負担軽減も図っております。

本市における就学援助の現状でございますが、就学援助の支給費目の中には、給食費も含まれておりますが、就学援助費の支給額の半分以上の割合を給食費が占めておりまして、経済的困窮世帯への支援につながっている一方で、本市にとりましては大きな財政負担となっているところでございます。

東京都世田谷区が本年度10月から適用いたします給食費のみを対象とした就学援助制度を創設したことは承知しておりますが、仮に世田谷区のように認定基準を生活保護基準の2.06倍とすれば、対象者の大幅な増加が想定されております。

いずれにいたしましても、本市就学援助につきましては、限られた財源の中で可能な範囲で実施しているところでございます。現行の就学援助に加えて、給食費のみを支給対象とするような制度を設けるとすれば、新たな大きな財政負担を伴うこととなるために、制度の新設は考えていないところでございます。ご理解賜りたいと考えております。

■建築都市局長

(市営住宅への追い炊き機能付き給湯器の設置)

私からは、市営住宅の追い炊き機能付き給湯器の設置についてお答えいたします。

本市では市営住宅の浴槽設置につきましては、入居者が設置することを原則としてまいりましたが、入居者の負担軽減を図るため、昭和63年度より新築建て替えの市営住宅で、また平成8年度からは浴槽等のない既存住宅につきましても、順次浴槽を設置してまいりました。これまで約2万3千戸に設置し、浴槽がない住戸の解消に努めてまいりましたが、約1万戸につきましては、浴槽が設置されていない状況にあります。本市の浴槽設置の方式は、浴室内に浴槽とお湯を加える給湯器を整備するものでありまして、温度調節は、熱いお湯を継ぎ足して行うこととなっております。整備費用は一戸当たり、一式約40万円となっております。

これに対しまして追い炊き機能付き給湯器は、お湯を温めなおすことができますが、これに変えた場合、一式で現行の1.5倍、約60万円の整備費用となるとともに、維持管理費用も増加することとなります。

議員ご指摘の通り、追い炊き機能付き給湯器を設置している政令市は15都市ございますが、本市と同様に、設置していない4都市におきましては、費用負担が大きいなどの理由によるものがほとんどでございます。

本市におきましては、市営住宅の管理戸数も非常に多く、追い炊き機能付き給湯器の設置は多額の費用が必要となります。今後も限られた予算の中で、まずは浴槽がない住戸の早期解消を優先して進めてまいりたいと考えております。

●高橋都議員の質問

(放課後児童クラブの改善)

学童保育ですが、いま慢性的に指導員が不足しているという風に聞いている。ハローワークや、またチラシなどで募集をかけているところも聞いている。入れ替わりも多いということも聞いている。それで先ほど、支援員の資格研修ということをおっしゃったが、その資格を受けるために、大体6分野で16科目で24時間かかるということで、研修日数が4日ぐらいかかるということですね。ですからその間、支援員の試験を受けに行くためには、その間、誰かがまた入らないといけないということで、なかなか支援員の資格を取りに行くのも厳しいということ。だからやはりそこに、補助員にしても、やはりそこを増やすことによってスムーズに資格を取りに行けるのではないかなと考えるのがいいか。

■子ども家庭局長

指導員の配置につきましては、先ほど市長から答弁しました通り、基準が緩和されましたが、質の確保のために、これまで通り国基準にもとづいた配置を行うこととしておりまして、適正に対応しているところでございます。

●高橋都議員の質問

適正にというか、いま私が申し上げたのは、適正にというのは、一人は補助員でも可ということなんだが、それを複数配置するということで、認定資格を取った人を増やしてほしい、取れるようなシステムをつくってほしいということでお尋ねしたんです。だからそれを守っているということではなくって、研修を受けた指導員が特に一人だと夏休みなんかは1日ですよね。朝早朝8時半から7時くらいまでということで、やはり交代人員がいると思うんですね。だからなかなか休めないという風にも聞いております。やはり資格を持った支援員さんがいるということで、安全安心につながると思うんですけども、そのためにも資格を取るためにも研修が必要だと思うが、そういうことでお尋ねしたんですけども、もう一度お答えいただけるか。

■子ども家庭局長

本市では支援員に限定せず補助員も対象とした様々な研修を毎年度実施しておりまして指導員全体の質の向上も図っているところでございます。

こうした研修などを通じまして、クラブの運営が円滑に実施できるよう、引き続き支援

を実施してまいりたいという風に考えております。

●高橋都議員の質問

ちょっと答えになっていないような気がするんですけども。

今研修を受けた指導員さんは971人、補助員さんが703人、これ平成30年度ですかね。合計で1674人の指導員さんがおられるそうです。

約58%は研修を受けているという風に思うが、そうするとやはり、1クラスに複数配置するのはなかなか厳しいかなと思うので、ぜひその対策をとるためにも、支援員さんが複数は入れるような、そのような支援をしていただきたいということを要望しておきたい。

やはり子どもの放課後からまた、夜おうちに帰るまでの間、昼間、安全にして、安心して子どもたちが生活する場として、大変大事な場だと思う。いまそれこそ貧困もあり。いじめもあり、虐待もあり、いろんなことがある中で子どもたちがそこで健全な育成をするということは、大事な役割だと思う。やはり専門的な知識もいるかと思う。突発的なことが何かあった時に、その時にすぐ対応できるような知識や技能を持った専門性を生かす、そのためにも研修が受けられるような手立てをしていただきたいと思う。

それから今後も、指導員の資格と配置基準、これをしっかりと堅持していただきたいということを、改めて要望しておきたい。

(市営住宅への追い炊き機能付き給湯器の設置)

次に市営住宅のことでお尋ねします。

先ほどお話が合ったように、今市営住宅が3万3千戸あって、残りがまだ1万戸残っているというお話でした。高齢者、障害者たくさんおられると思うが、年間に600から700個ぐらいしかつけていないということなんですが、これだと全部つけ終わるまでに15年ぐらいかかるんじゃないかと思う。そのうち新たにまた取り換えの時期が来るんじゃないかと思う。そうするとこのままずっと、追い炊き機能付きの給湯器はできないというような認識でよろしいか。

■建築都市局長

今議員おっしゃられた通り、このままの予算規模が継続したとして、残り1万戸に設置するのに14年程度かかるというのは、間違いないと思います。

それと合わせてこれ、追い炊き式の浴槽を設置するとなると、さらに66億円必要となってまいります。なので、まずは浴槽設置を優先したい、ということでございましてご理解賜りたいと思います。

●高橋都議員の質問

他都市では、居住者の利便性とか経済的負担をなくすためとか、またこれが今、一般的になっているという理由で、追い炊き機能付きの浴槽を設置している政令市が多いということです。ぜひこれを前向きに今後、あと15年はこのままいくというようなことを言い

らないで検討をしていただきたいなということを要望しておきたい。

(学校給食の無償化)

次に学校給食費の無償化についてお尋ねする。

先ほど申しましたように、学校給食費の無償化が年々広がっている。ここ数年は特に増えている。先ほども申しましたように、1740自治体のうちの、今82自治体になってますが、ここ数年15年では、前の年よりも15自治体新たに増えている。16年も14自治体、さらに増えている。17年は20自治体という風に、年々増えている。このとりくみをしたところが。このことに対して、どのように考えておられるのか。全国で広がっているということに対しての見解をお尋ねしたい。

■教育長

全国1740自治体のうち、全額ではなく、例えば一部だとか、あるいは部分的に、いろんな形で助成しているところが、いま約3割あると、言うことも私ども把握はしている。福岡県内でも3割近くがですね、例えば100円だとか、小額からでもやっているところも知っております。ただ逆に、負担してあげてたけれども、財政的な状況、あるいは様々な理由があるかもしれませんが、福岡県内でも一部助成をやめたというところも把握しております。そういう意味ではですね、やはり私ども、一番最初答弁しましたように、現在でも就学援助の部分だけでも5億5千万の財政負担を市としてやっております。なかなかこれ以上の助成というのは厳しいと考えております。

●高橋都議員の質問

政府は1951年、3月19日の…もっと前ですか、参議院の文部委員会で、辻田政務委員の答弁で、義務教育の無償化について、「授業料、教科書、学用品、学校給食費、できれば交通費と考えている。一時に全部やるのは到底現在の財政上ではできないので、今回は教科書、その結果によってはまた次の飛躍を期するという風に考えている」という風な答弁があった。義務教育の無償化に対して、まず授業料、教科書、追っては給食費という風に考えているという政府の考えだと思うが、それに対してどうお考えか。

■教育長

一方で、昨年の末、文部科学大臣の参議院での答弁の中で、もし国の方で学校給食費を無償化したら、単純に計算しても年間、4451億円の財源確保の問題があると、非常に重い問題であるというような発言もあっております。そういう意味ではなかなか、国のそういう動向というのは注視をしてみたいと思いますが、自治体としてはですね、それに対してどうこうという判定はしておりません。以上でございます。

●高橋都議員の質問

子ども、子育て、学校教育、未来を担う子どもたちにとって、やはり学びやすい、無償で

学習ができる、大事なことだと思う。だからぜひ、これも今後考えていかないといけないことかなと思う。税金の使い方だと思う。

それで今負担が大きいと言われたが、親の負担も大きい。学校給食費だけでも今、年間に5万円から6万円。その他にも教材費、また先ほども言われた制服とかクラブの、部活費とか、またこれが多子世帯になると2倍、3倍となる。これでやはり子育てするとなると、非常に負担が大きいと思う。その点について、子育て日本一というのなら、子育てしやすい市政にするために、ぜひ無償化の取り組み、一歩前に踏み出すべきではないかと思うが、いかがか。

■教育長

教育委員会といたしましては、学校給食に関しまして、今の範囲でできるだけことはやってまいりたいと考えております。

●高橋都議員の質問

先日、佐藤茂議員でしたか、学校給食の審議会のことでお話しされた。その中で議事録を見させていただきました。給食費の高騰で献立を変えるようなこともあるということだったが、それをするという事は、あまりにも拙速すぎると思う。就学援助にこの中にも書いてあるが、就学援助にもかからない、先ほども言われた生活保護とか就学援助を受けている方には、それなりに無償になっているということになっているということだったが、就学援助にもかからないようなボーダーラインの方たちもいるということですね、そういう方たちにとってもやはり、今この値上げ、もちろん今回はされませんから、考えていただきたいと思ってますけれども、値上げすることは絶対にしないほしいんですが、ぜひ無償化になるような形、何かの手立てをすることが大事かなと思う。

政令市には大変ムラがある。政令市の中でですね。

本市の個人市民税額というのは最低。その中で川崎市、横浜市なんかに比べると6割程度しかない。その中でやはり貧困世帯が多いということにつながるかと思う。その中において、学校給食費、少しでも経済的負担を減らすためにも考えたいな、という風に考えます。

ぜひ本市として、もちろん国に言うべきところだが、まず第一歩、何ができるか、考えていただきたい。以上で終わる。

以上